

令和 5 年 7 月 10 日

学校法人等代表者 殿

私学共済事務担当者 殿

日本私立学校振興・共済事業団

理事長 福原紀彦

**「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」について**

平素より当事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 31 号。以下「健康保険法等の一部改正法」といいます）が令和 5 年 5 月 19 日に公布され、また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 48 号。以下「マイナンバー法等の一部改正法」といいます）が令和 5 年 6 月 9 日に公布されました。

つきましては、これらの法律の改正内容のうち私学共済制度に関係する事項について、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

記

**I 健康保険法等の一部改正法の概要**

**1. 出産費・家族出産費の支給に要する費用に係る負担方法の見直し（令和 6 年 4 月 1 日施行）**

子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産費及び家族出産費に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されます。

この改正により、私学共済制度は、出産費及び家族出産費の支給に要する費用の一部について後期高齢者医療制度から支援を受けることになります。

## 2. 高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し（令和6年4月1日施行）

- ・ 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支え合うため、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう、後期高齢者の保険料における負担率の設定方法が見直されます（現在は、現役世代の方が負担の伸びが大きい）。
- ・ 被用者保険者間の保険料率の格差を是正するため、前期高齢者の医療費の分担（前期高齢者納付金）の仕組みにおいて、現行の「加入者数に応じた調整」に加え被用者保険者間においては「報酬水準に応じた調整」をする仕組みが導入されます。

## II マイナンバー法等の一部改正法の概要

（施行期日：公布の日から1年6月以内の政令で定める日）

健康保険証（私学共済制度にあつては加入者証）を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じ、私学事業団は医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を書面等により提供することとなります。

※ 加入者証の廃止及び上記資格確認書の交付については、令和6年秋が予定されています。詳細については、決まり次第お知らせいたします。